

第10期岡山県生涯学習審議会 第2回会議開催要項

日時 平成28年2月16日(火)
14:00～16:30
場所 県土連ビル5階会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 報告事項

第2次岡山県教育振興基本計画について

(2) 協議事項

「学びを通じた持続可能な地域づくり」について

(3) その他

3 閉 会

第10期岡山県生涯学習審議会委員名簿

【任期 平成27年8月1日～平成29年7月31日】

番号	氏名	役職名	選出分野
1	赤澤正基	岡山県子ども会連合会会長	青少年団体
2	小川孝雄	NPO法人岡山NPOセンター監事	NPO
3	門野八洲雄	岡山県公民館連合会会長	公民館・ESD
4	河上直美	NPO法人タブララサ理事長	NPO
5	澤津まり子	就実短期大学教授	大学(幼児教育)
6	清水玲子	(株)山陽新聞社文化部部長	報道
7	竹久保	勝央町教育委員会教育長	市町村
8	土屋紀子	(一社)岡山県婦人協議会会長	女性団体・社会教育 関係団体
9	土井原康文	和気町立本荘小学校校長	学校
10	檜本真弓	読書ボランティア「たんぽぽの家」代表	民間団体
11	花房尚	文教委員	県議会
12	福圓良子	NPO法人備前焼タウンプロジェクト協議会理事長	まちづくり
13	藤木茂彦	(株)丸五 代表取締役社長	企業
14	宮本由里子	岡山県立総社高等学校PTA会長	PTA
15	山本珠美	香川大学生涯学習教育研究センター准教授	大学(生涯学習)

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（抜粋）

（都道府県生涯学習審議会）

- 第10条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。
- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
 - 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
 - 4 前3項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

岡山県生涯学習審議会条例

（設置）

- 第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第1項の規定により、岡山県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

- 第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

（委員）

- 第3条 委員は、生涯学習に関し識見を有する者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

- 第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門委員）

- 第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

- 第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

- 第7条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会に準用する。

（庶務）

- 第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

（その他）

- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

岡山県生涯学習審議会 議事運営等に関する申し合わせ事項

1 議事運営について

- (1) 会議は公開とする。ただし、会長が認めたときは非公開とすることができる。
- (2) 審議の経過及び結果の発表が必要な場合は、会長又は会長の指名する者が行う。
- (3) 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等を招き、意見の開陳又は説明を求めることができる。

2 議事要旨について

- (1) 議事要旨は公開とし、後日県のホームページに掲載する。

岡山県生涯学習審議会 会議傍聴要領

岡山県生涯学習審議会会議は、「審議会等の設置及び運営等に関する指針」の趣旨に則り公開いたします。会議傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、会長が認めた場合は、非公開となります。

2 傍聴の手続

(1) 傍聴を希望される方は、開議前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入しなければなりません。

(2) 傍聴人数に制限は設けませんが、会議室の制約上、傍聴をお断りすることがありますので御了承ください。

なお、報道関係者で会長が認めた場合は、定められた傍聴人数とは別に傍聴することができます。

3 傍聴できない方

傍聴人は、係員の指示に従い傍聴席に入場してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

(1) 酒気を帯びていると認められる場合

(2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合

(3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると会長が認めた場合

4 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、次のことをしてはいけません。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 飲食すること。

(3) 私語、談話、拍手等を行うこと。

(4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること。

(5) 許可なく写真を撮影し、録音その他これらに類する行為を行うこと。

(6) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用しないこと。

(7) その他会議の妨害となるような行為を行うこと。

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させます。

上記退場を命じられた場合や、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければなりません。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。

第2次岡山県教育振興基本計画案に対する岡山県生涯学習審議会の意見

1 全般

	意見の要旨
1	第3次岡山県生涯学習推進基本計画は平成26年度で終了し、今後の計画は、岡山県教育振興基本計画の中に位置づけることとしており、本計画案第2章に、第3次生涯学習推進基本計画の成果と課題も含めるべきである。

2 生涯学習活動の推進

	意見の要旨
2	生涯学習や学校・地域の連携の推進において、社会教育主事の専門性は必要不可欠であり、第3次岡山県生涯学習推進基本計画と同様に、本計画にも、その重要性を盛り込み、市町村に配置を促すべきである。

学びを通じた持続可能な地域づくり

－持続可能な地域づくりを担う人材の育成に向けて－

○ 地域に関する学習の充実

地域の歴史や文化、自然、産業等、地域への関心を高める学習機会は、自分の地域に対する愛着や誇りを感じたり、地域課題に気付いたりすることにつながり、住民が自ら進んで、よりよい地域社会にしていこうとする行動の基礎になると考えます。

一方調査では、県内の「地域理解につながる学習を実施している公民館等の割合」は半分以下に伸び悩んでいる結果になっています。

地域に関する学習について、好事例を紹介していただくとともに、課題や今後進めるべき方策等（何に力点をおくべきか）について御意見をいただきたい。

○ 若者の地域活動の充実

若者（中高生等）が地域で役割を持ち活躍することによって、自己肯定感が高まることが認められます。さらに、こうした活動によって地域への誇りや愛着心・郷土愛が生まれ、ひいては、地方創生のための人材育成や将来の地域定住にもつながると考えられます。

若者の地域活動について、好事例を紹介していただくとともに、課題や今後進めるべき方策等（何に力点をおくべきか）について御意見をいただきたい。

○ NPO等、関係機関との連携

大学等の高等教育機関、学校、公益法人やNPO、企業等、社会を構成する多様な主体が、様々な学習機会の提供や地域社会づくりの活動を行うようになってきています。行政は、これらの多様な主体と連携・協働しながら、学習の機会や内容の充実に努めるとともに、多くの県民が学習成果を活用して地域課題の解決に向けた活動に参加・参画できるよう、支援することが求められています。

NPO等との連携について、好事例を紹介していただくとともに、課題や今後進めるべき方策等（何に力点をおくべきか）について御意見をいただきたい。

○地域に関する学習の充実

地域理解につながる学習を実施している公民館等の割合

H 22 年度	H 23 年度	H 24 年度	H 25 年度	H 26 年度
23.5 %	46.4 %	54.0 %	45.7 %	46.7 %

(岡山県生涯学習・社会教育関係調査)

【 関連県事業 】

“あるある” 公民館イニシアティブ事業 (H 2 2 ~ 2 4 年度)

公民館等において地域を知る学習活動を行い、その成果を生かして次世代を担う子どもに地域のよさを伝えるプログラムの開発を支援する。

- ・事業規模：5箇所、3年間継続、毎年15万円/箇所
- ・成果の普及：発表会の開催、県ホームページで紹介

	公民館名等	概要
1	ふるさと探訪実行委員会 笠岡東公民館	60年前の地域の模型を制作し、干拓に伴う土地の変遷を一目で説明できるようにした。模型があると子どもも関心を持ってふるさと講座を受講してくれるようになった。
2	高田地区地域興実行委員会 津山市高田公民館	地区の名所旧跡や地形にまつわる地名を調べ、明治時代の古地図を復元し、小学校へ展示した。学習成果を共有するため、古地図を基に「高田お宝発見ウォーキング」を実施した。
3	牛窓良いトコ見つけ隊 牛窓町公民館	まず大人が地域のよさを知るため、自然、歴史、文化等、魅力があると思うところをデジタルカメラで撮影して回った。データを蓄積し、これを活用して小学校で地域のよさを子どもに伝えた。
4	奈義昔話語り保存実行委員会 奈義町公民館	地域で昔話の普及・伝承の活動を続ける「なぎ昔話語りの会」を中心に事業を実施した。奈義の昔話を収録したCDを制作し教育施設へ配付した。定期公演、昔話教室等を開催し普及に努めた。
5	久米南町あるある公民館イニシアティブ事業実行委員会 久米南町中央公民館・支館	4つの支館ごとに、それぞれの地域に埋もれた史跡、郷土の偉人たちの魅力や功績を再発見する事業を実施した。 支館1 伝統行事や歴史を次世代に 支館2 耕地整理の父・福田久治の偉業 支館3 地区の伝統行事や歴史 支館4 ホタルの里づくり

○若者の地域活動の充実

【 関連県事業 】

○若者が主役！地域まるごと活性化事業（平成27年度 新規事業）

公民館を拠点に中高生等の活躍の場を創出し、自己有用感や地域への愛着心を高め、持続的な地域活動として地域活性化やまちづくりを推進

- ・事業規模：10箇所、30万円／箇所
- ・成果の普及：成果発表会、リーフレットの制作・配付

	公民館名等	概要
1	岡山市建部町公民館	建部を1日で好きになるデートコースを考案し、体験イベントを実施した。
2	笠岡市笠岡公民館	高校生が地元で伝わる昔話を基にオリジナルの絵本を制作し、保育園や幼稚園に読み聞かせのボランティアに行っている。
3	笠岡市大井公民館	荒れた里山を再生するため、お寺跡を探すことを題材に手入れを始めた。小中高生が参加
4	井原市中央公民館	高校生が定期的集まり、夏祭りへの出店、スポーツゴミ拾い、夢カフェ等、様々なイベントを企画・運営している。
5	高梁市宇治公民館	地元の希望を聞いてハンドメイドスクールを開講している。地元の伝統産品とハンドメイドの融合などを今後計画している。
6	美作市中央公民館	高校が実施していた祭りを地域と学校が繋がる場と考え、地域の協力を得て昔の町並みを再現する地図づくりや祭りの充実を図った。
7	和気町中央公民館	町内で活動している音楽グループ等を一同に集め「ワオオン音楽祭」を9月に開催した。高校生の書道パフォーマンス等も取り入れられていた。
8	矢掛町中川公民館	中学生と地域の方が一緒になって小学生の学習支援・体験学習を企画・運営している。
9	久米南町中央公民館	久米南町新生隊が中心となり中学生もボランティアとして参加して、8月に公民館で「おばけ屋敷」を開催した。
10	瀬戸内市中央公民館	青年団が中心となって、公民館で1月にウインターフェスタを開催した。高校生のフラワーアレンジメントや中学生の読み聞かせ等のブースも設けられていた。

○NPO等、関係機関との連携

やかげ小中高子ども連合 YKG60について

1 概要

矢掛町の小・中・高校生と地域の人が、行政、NPO、企業等と連携を図りながら、町の課題や今後について話し合い活動する組織。

2 発足の経緯

- ・H25.9 『第36回全国町並みゼミ倉敷大会矢掛分科会』で、小中高生が矢掛の町なみや歴史を説明。これをきっかけに『やかげ小中高子ども連合』が発足。
- ・H26.5 矢掛町合併60周年記念事業『矢掛で育つ子どもの未来についてはなすカフェ』開催。『やかげ小中高子ども連合』と合流し、『YKG60』が発足。

3 活動の特徴

- ・子どもたちが自ら地域の課題や魅力を発見し、主体的に町づくりに取り組む。
- ・小学生のアイデアを中・高校生が具現化するなど、異年齢の交流が活発。
- ・地域の大人が子どもの活動のサポート役に徹している。

4 主な活動について

町の価値を見つけ、魅力を広める活動

- ・町の魅力や課題を出し合う会議の開催 (H26)
- ・「やかっぴーかき氷プロジェクト」(H26～)
町のマスコットを使った小学生のアイデアを高校生がレシピづくりで具現化。
- ・町の魅力的な場所を巡るツアー企画 (H27)
子どもが楽しめるような、町の史跡やグルメを巡るツアーを企画。

町の課題解決にかかわる活動

- ・「矢掛ゴミ視察ツアー」及び「ゴミ問題を考えるワークショップ」開催 (H26)
町のゴミを減らすために自分たちにできることを議論。
- ・「Re:アートプロジェクト」実施 (H26)
矢掛放送(株)の協力で、リサイクルを呼びかけるCM制作とワークショップ開催。
- ・リユース食器事業 (H27)
環境について考え、リユース食器を開発して朝市での活用を模索中。